

文部省定検定

教科書文庫
4
670
32-1913
2000301940

小商業教科書 卷二

小京大倉商業學校教諭 古館市太郎著

東京 大阪 寶文館藏版



Kodak Gray Scale

© Kodak 2007 TM: Kodak

C Y M

41102

教科書文庫
4
670
32-1913
2000301940

T2
1913

資料室

1959
Fu 18

日八拾月參年貳正大
濟定檢省部文

教科書文庫

4

670

32-1913

2000301940

小商業教科書

卷二

廣島大学図書

2000301940



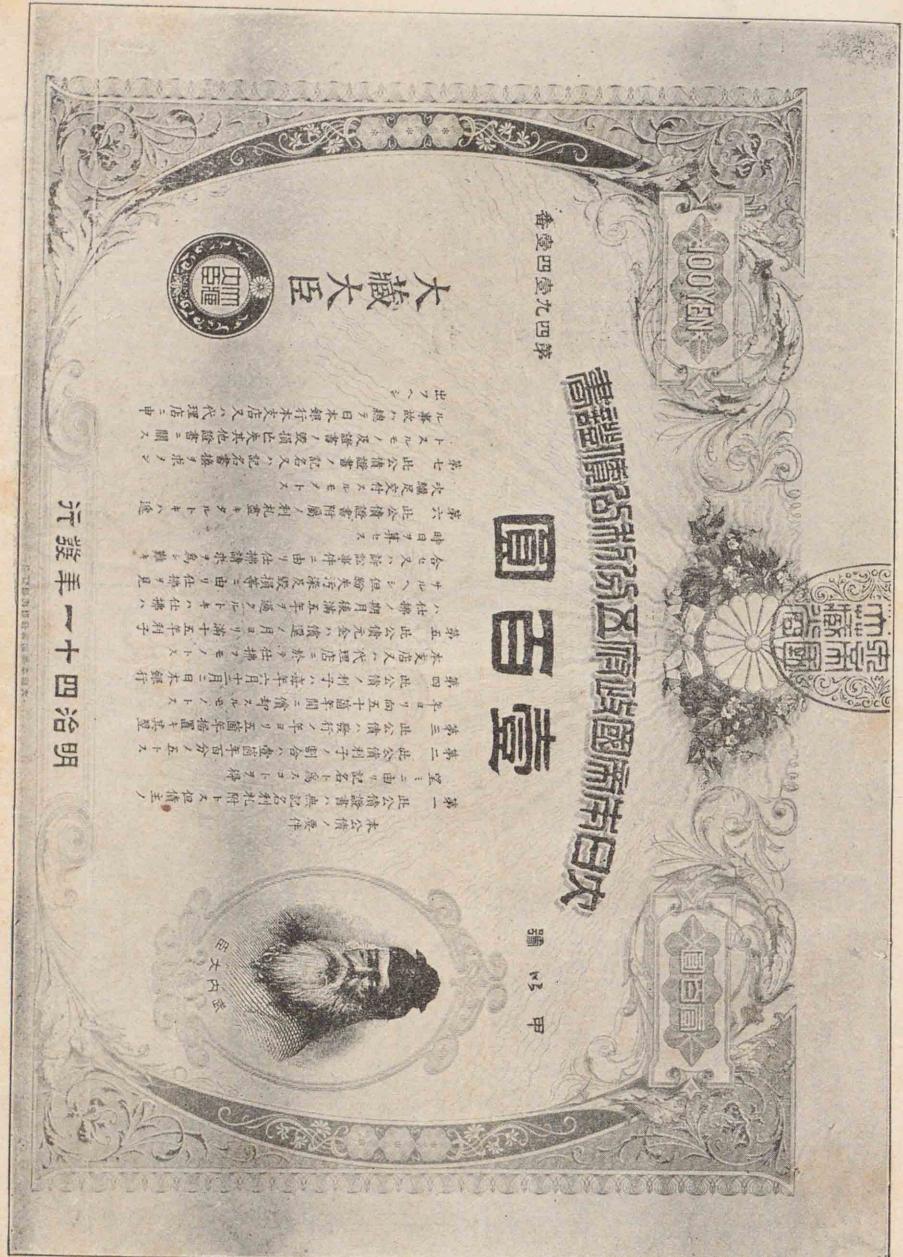
東京
大阪 寶文館藏版

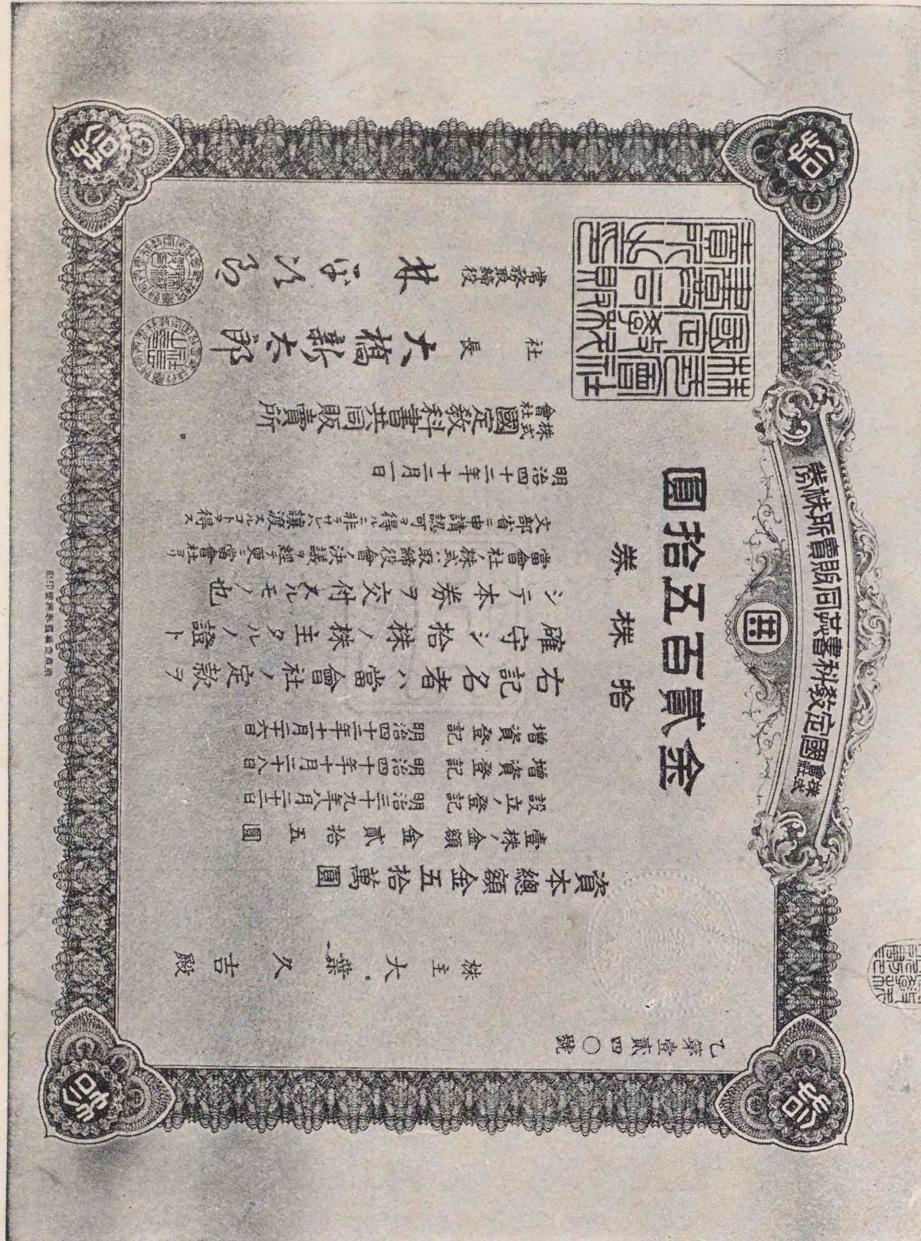
東京大倉商

業學校教諭 古館市太郎著

株券および社債券

大藏大臣印





(TRANSLATION)

**THE FIVE PER CENT LOAN BOND
OF
THE IMPERIAL GOVERNMENT OF JAPAN.
ONE HUNDRED YEN**

<p>No. 49141</p>	<p>SCHEDULE OF CONDITIONS.</p>	<p>Mark W 82 (Kō-jih.)</p>
<p>I. The Loan Bond shall be unregistered, bearing coupons. But they may be registered at the request of the owner.</p>	<p>II. The interest of the Loan shall be five per cent per annum.</p>	<p>III. The principal of the Loan shall be unpaid for the period of five years from the time of the issue, and it shall be reduced within fifty years thereof next ensuing.</p>
<p>IV. The interest of the Loan shall be paid in June and December at the Nippon Ginko, its Branches or its Agencies.</p>	<p>V. When the payment of the principal or of the interest of the Loan is not claimed, such payment shall not be allowed, in the case of the principal, after the lapse of half fifteen years from the mouth of reclamation, and in the case of the interest, after the lapse of full five years from the month following that of payment. If however, the payment of the principal or interest be desired in consequence of the loss of document, or annulment of Bonds, or if the demand for such payment could not be made on account of litigation, the time so taken up shall not be included in the calculation of the aforesaid periods.</p>	<p>VI. When all the coupons attached to this Bond shall have been taken up, claims for successive periods shall be delayed in regular order.</p>
<p>VII. The term for the repayment of Bonds or for the alteration of the name of the owner shall be made at the Nippon Ginko, its Branches or its Agencies; but shall the institution, less or an other particular convenience, the Bonds be made known to these offices.</p>		

Minister of State for Finance.



目次

第一課	資本及び損益
第二課	市場及び賣買
第三課	問屋業
第四課	委託販賣及び賣上勘定書
第五課	買附委託
第六課	海上保險(其一)
第七課	海上保險(其二)
第八課	爲替手形(其一)
第九課	爲替手形(其二)
第十課	手形ノ割引
第十一課	荷爲替
第十二課	銀行電信爲替
第十三課	借用金
第十四課	當座借越
第十五課	利息
第十六課	公債證書
第十七課	株券及び社債券
第十八課	保護預及び代金取立
第十九課	特許意匠および實用新案
第二十課	商人
第二十一課	會社
第二十二課	組合
第二十三課	商業使用人
第二十四課	商業の區分
第二十五課	商品
第二十六課	賣買の方法
第二十七課	代價の定め方
第二十八課	代金支拂法

目次

第二十九課	貨物の引渡し	六
第三十課	商業に關する機關	八
第三十一課	手形交換所 產業組合	八
第三十二課	賣買業と他の商業との關係	九
第三十三課	交通一般(其一)	九
第三十四課	交通一般(其二)	一〇
第三十五課	交通一般(其三)	一四
第三十六課	外國貿易	一六

目次終

小學商業教科書卷二

古館市太郎著

第一課 資本及び損益

利益を得んとする目的にて、使用せらるゝ金錢その他の財產を、資本といひ、營業の原動力を爲すものなり。即ち店の設備、信用の基、賣買の元手、種々の費用等みな之より生ずるなり。

資本の高は、營業の種類、その規模の大小に應じて定めらるゝものにて、資本少くして餘り大なる商賣をな

すときは、取引の中途において差支を生じ、ついに不相當の借金を來たし、信用を失ひて失敗するに至るべく、資本多きに過ぐれば、餘分の資本は、其まゝ働かざるを以て利益少かるべし。

資本を區別して、固定資本・流動資本の二となす。固定資本は、地所・建物・機械等の如く、永く同一の形を存して収益の元となるものにて、流動資本は、金錢・商品等の如く、常に其の性質・形・持主を變じて、その間に利益を生ずるものなり。流動資本の變動は、使用者が収益の見込ありと考ふるたびに行はるゝものなれば、その運轉の回數多きほど、利益も大なるに至るべければ、營業者

は、市場の景況により、適當の機會を見計ひ、なるべく有利の取引を重ねんことを勉めざるべからず。同一の資本を以て、一回の取引に一割の利益を得るよりも同じ期間に、六分の利益を得る取引を二回なす方、却て収益大なればなり。

如何なる事業にても、資本の一部は固定資本となり、一部は流動資本となるものなれども、農業・工業は、土地・工場・機械等に多くの資金を要するが故に、固定資本割合に大なるべし。從て最初の企て宜しければ、大抵安全なる利益を、永く續きて得らるれども、短き期間に於いて、資金を回收運轉すること能はざれば、遽かに莫大

なる利益を得ること難し。之に反して、商業は、營業の設備に資本の一部分を固定するも、その大部分は、流動資本であるが故に、運轉の機會を誤らぬ様、敏活に之を運用せば、その利益も限りなく増すことを得べし。されど、世の中の事情は、常に色々に變化して、極まりなきものなれば、その見込必ず當るとのみ限らざるが故に、資本の回轉の數多きだけ、危険の度もまた大なりといはざるべからず。

資本の收益に對して、之を減少せしむるものは、營業の諸費用なり。營業費は、取引を盛んならしむるに必要なるものなれば、之を省くこと能はざれども、なるべ

く無駄なる費用を使はぬ様心がけざるべからず。例へば、同じく人を傭ふにも、働きあるよき人を選みて、適當なる仕事を受持たしめば、少き給料にて割合に多くの仕事をなすを得べく、又廣告をなすにも、よき方法を考へてなさば、營業上効果多くして、費用を節約することを得べきが如し。斯くの如くにして、毎日の取引および其收支を、正しく明かに帳簿に記し、一定の時期に損益を差引計算して、その結果が、最初より資産を増さば利益を得たるものにして、資産を減じ或は負債を増さば、損失を招きたるものなり。斯くて、もし損失あらば、よく其原因を檢べて缺點を改め、失敗を再びせざる

様にすべく利益あらば、更に一層之を大ならしむる様、次期の見込を立つることを要す。

第二課 市場及び賣買

市場 廣く市場といへば、商業の盛んに行はるゝ地域の總稱なれども、普通に市場とは、貨物の賣買を行ふものに便宜を與へんが爲めに、設けられたる一定の場所にして、多數の人が時を定めて此處に集まり、自由に取引をなして、隨意に解散するものをいふ。

市場を區別して二となす。一は定まれる場所に建物を造り、その構内において、或る種の商品を限りて賣買するも

のにして、多く同業者の組合、又はその他の團體の管理に屬す。彼の魚市・青物市・古着市・書籍市の如き是なり。一は在來の慣習によりて、自然に成立つものにして、各地方の都市町村に、年數回又は毎月數回、市日と稱する一定の日に、その都市町村内及び附近町村の人々が、隨意に集まり、各種の物品を賣買する定期市是なり。彼の、年の暮に行はるゝ歳の市、盆の草市なども其一種なり。

市場は、貨物の賣買交換をなさんとする者に、たやすく適當なる相手を求めしむるの便を與へ、物の需要供給の投合を速かならしむるのみならず、公平なる相場を表はして、地方人をして物價の標準變動を知らしめ、

賣買

且つ産業の發達を促すの效益あり。

賣買 賣買とは、一方が物品を渡し、相手が之に對して代金を支拂ふことの約束にして、物品を渡すべき者を賣主といひ、代金を支拂ふべき者を買主といふ。

賣買は、賣主より申込みて、買主之を承諾するによりて成立つ場合と、買主より申込みて、賣主之を承諾するによりて成立つ場合と、仲立人が賣主買主の間に媒介して成立つ場合とあり。而して未だ物品を引渡さるも、代金の支拂をなさざるも、一方より申込みて一方が之を承諾せば、賣買は成立したるものなり。

遠方の土地に居る人々の賣買は、多く買主が、賣主の發したる廣告・相場表・商品目録・見本等によりて商品の

賣買の效

種類を定め、一定の條件にて註文の書面を送り、賣主は之に對して引受の書面を送るか、或は直ちに註文品を送りて成立てども、近き所においては、口頭にて打合せをなして成立つこと多し。特に小賣取引は、直ちに物品と代金との引換にて行はること多し。

一旦賣買成立てば、賣手は必ず約束の物品を、約束の時に、約束の場所において引渡さざるべからざるものにして、買手は之に對して、約束の代金を、約束の條件に従ひて支拂はざるべからざるものとす。もし一方が約束にたがふときは、相手は隨意に賣買を破談することを得。又一方が正當に約束を實行したるに拘はら

ず、相手が之に應せざるときは、法律の命ずる所に従ひて、その物品又は代金を供託し、相當の期間を定めて其實行を促がすべし。まほ相手が之に應せざるとときは、裁判所に訴へて、損害賠償を請求することを得。

註文を受けたるときは、必ず返事を差出すべし。もし返事せざるとときは、常に取引する商店間にては、承諾したるものと見做さる。又賣買成立てば、相手方の承諾なき限り、隨意に取消することを得ず。

第三課 問屋業

問屋營業

他人の依頼により、商品の買入または販賣をなして、手數料をとる營業を問屋業といふ。問屋は、他人より

委託されたる商品を、自己の名義にて賣買するが故に、買入のときは、賣手に對して代金支拂の責を負ひ、販賣のときは、買手に對して約束の物品を渡すべき責を負ふものとす。されど、依頼者に對しては、特別の約束なき限りは、相手方が義務を果さざるとき、その責を負はざるのみならず、賣買の損益はすべて依頼者に歸し、問屋は損得如何にかゝはらず、一定の手數料をとるなり。製造業者または商人が、他の土地にて商品を賣買せんとするとき、その地方の事情にくらく、かつ不便多きときは、問屋に委託するを便なりとす。その場合に、始めより値段を定めて賴むを指値といひ、問屋に任かすを、成行値段といふ。

指値は、依頼者にとりて安全なるが如しといへども、賣買の機會を失ひ易き恐あるべく、成行値段にても、信用ある問屋は、營業を盛んならしむるため、成るべく得意先の利益となる値段にて、賣買せんことを努むべければ、却て便利なる場合多かるべし。されば、依頼者は、よくその時機を見計ひ、適當なる問屋を撰み、いづれの方法をとるべきかを定むべきなり。

問屋業は、卸賣業と兼ねて營まるゝこと少からず。

第四課 委託販賣および賣上勘定書

委託販賣 問屋に、貨物の賣捌きを依頼するを委託販

賣といひ、その積送りたる商品を委託販賣品といふ。販賣を委託するには、先つ、先方の市場の景氣、および相場・運賃その他の諸掛、並に手數料の割合等を問合はせ、これによりて、商品を積送りて相當の利益を得らるべきか否かをたしかめて後、鐵道便または汽船便にて積出の手續をなすべし。

荷物を積出したるときは、直ちに案内状を認め、送狀および貨物引換證或は船荷證券を封入して郵送すべし。問屋は、荷物到着の上、證券と引換に運送業者よりこれを受取り、適當なる買手を求め、賣捌に要する諸費用を立替ひて販賣し、賣捌済の上は、賣上代金の内より、

立替金および手數料等を差引き、残金すなはち手取金を依頼者に送金するものとす。

賣上勘定書
試算賣上勘定書

立替金および手數料等を差引き、残金すなはち手取金を依頼者に送金するものとす。

賣上勘定書 問屋が、手取金を依頼者に送るとき、商品の賣上代金および諸立替金・手數料等を、詳しく記入したる計算書をそふるを常とす。これを賣上勘定書といふ。

販賣を委託せんとするとき、貨物を積出して利益あるべきか否かをたしかむるため、商品の要領を通知し、問屋をして、假りの賣上勘定書を作りて送らしむることあり。これを試算賣上勘定書と云ふ。

賣上勘定書

古田一郎殿

函館橋商店

大正二年十月五日

玉	チャスター石油	參百箱		
1/300	百五拾箱	參圓八拾錢替		570 000
	百 箱	貳圓九拾五錢替		295 000
	五拾箱	參圓五錢替		152 500
		總 賣 上 高		1,017 500
	— 諸 掛 —			
	横濱ヨリ函館マテ運賃立替			58 000
	陸揚費及車力費			10 500
	倉敷料及火災保險料			3 200
	手數料賣上高ノ一分五厘			13 460
	賣上諸雜費			1 250
	貴店手取金			86 410
	右之通相違無御座候也			931 090

再委託
（サイイタク）

再委託 甲問屋が、他より委託されたる販賣品を、市場の模様により、更に乙問屋に販賣を委託することあり、これを再委託といふ。その場合は、甲問屋は乙問屋より賣上勘定書を受取り、その手取金より、自己の立替金および手數料を差引きて、計算したる賣上勘定書を作り、これを依頼者に送るものとす。

第五課 買附委託

買附委託
（カイツクイタク）

問屋に商品の買入れを依頼することを買附委託といふ。買附を委託せんとするには、先方の相場および運賃・諸掛・手數料等を問合せ、當方の相場と引きくらべ、

仕入をなして、相當の利益あるべきか否かを、たしかめて後依頼すべし。遠方の土地にて、手紙の往復に多くの時日を要し、その間に、相場の變動おこる恐ある場合は、電報にて問合はすべし。

買附委託を受けたるときは、問屋は、委託販賣の場合と同じく、代金および諸掛を立替へて商品を買入れ、適當の便にて、依頼者に發送するものとす。その場合に、買入代金その他の立替金・諸掛および手數料等を、詳しく認めたる計算書を作り、これを荷物積出の案内状と共に郵送せざるべからず。これを買附計算書といひ、依頼者は、これによりて、問屋に支拂ふべき金額を知り、

買附委託
（カイツクイタク）

荷物到着の上代金を送るものとす。

買附計算書

仙臺 東北商會殿

東京 古田一郎

大正二年十月三十日

鐵道便

玉 1/2	綿フランネル 貳百反(貳箱) 一反ニ付金參圓貳拾錢替 — 諸掛 —		640 000
	箱代及荷造費	1 500	
	運賃	4 800	
	買附手數料	12 800	
	買附高ノ貳分		19 100
			659 100

上記貨物買附ノ上本日鐵道便ヲ以
テ御送附申上候也

試算買附
計算書

買附委託をなす前に、その商品を買入れて利益あるべく

か否かをたしかむるため、前以て、問屋をして假りの買附計算書を作りて送らしむることあり、これを試算買附計算書といふ。

第六課 海上保險(其一)

船にて荷物を運ぶとき、航海中、暴風雨・衝突船火事等の出來事のため、船體および積荷に損害をうくること少からず。この損害を補ふため、豫め保險業者と契約して、船主はその船舶、荷主はその荷物を海上保險に附しておくを要す。

海上保險の契約をなすには、海上保險會社にその旨

狀 达 申

被保險貨物ノ種類及名稱		船名	汽船	大和丸
出帆月日	大正二年七月十四日			
航路	自横濱至函館			
積替港	ナシ			
寄航港	荻ノ濱			
船舟危險	船積港負擔			
保險種類	單獨海損擔保			
保險金額	十 萬	一 千	○百	○十
保險料	保 險 割 合 料	金百圓 二付	○四	○十 錢
保險料		八 五 ○ ○	八 五 ○ ○	○ ○
被保險者	古田一郎			
損失金支拂場所	東京本店			
大正二年七月十四日午前十時				
保險契約者	古田一郎			
印				

每上呆僉朱弋會士卽中

を申出て、保険金額および保険料の割合を定め、保険申込書に、その要領を記して差出し、保険料を支拂ひ、保険證券を受くるものとす。

保
險
價
格
額

海上保険證券 保険の契約を證明する證券にして、保険の目的物が船舶なるときは、船舶保険證券といひ、貨物なるときは積荷保険證券といふ。これに記さる、

事項は、保険の目的物・保険金額・保険料およびその割合・損害填補の種類・保険者および保険契約者の氏名・船名・航路・保険金支拂場所等なり。

豫定保険

豫定保険　海上保険の契約を結ぶに當り、積荷の價・船名等の明かならざるときは、大凡の見込にて保険金額を定め、保険事項中明かなることだけを保険證券に記して契約することあり、これを豫定保険といひ、その證券を豫定保険證券といふ。豫定保険の未定要件が知れたるとき、被保険者は直ちに保険會社に通知して、豫定保険證券を普通の保険證券に換ふるものとす。

保険料

保険料　保険金額百圓につき幾何と割合を定め、航路

(卷二〇二二頁一二三頁)

第廿二條　第廿三條　第廿四條　第廿五條
本證券同一ノ被保険者三屬シ同一ノ商受人ニ宛テ送付セラル、同種若クハ類似ノ貨物ニシモ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノトス
左ノ保險證券ヲ行方不明ノ期間内知レザルトキ
日本貨物ヲ積込ミタル船舶ノ行方左ノ期間内知レザルトキ
日本沿海(但シ千島列島八重山群島臺灣澎湖島ヲ除ク)帆船
九ヶ月汽船　六ヶ月汽船　六ヶ月帆船　四ヶ月
第廿五條　本證券同一ノ被保険者三屬シ同一ノ商受人ニ宛テ送付セラル、同種若クハ類似ノ貨物ニシモ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノトス
左ノ保險證券ヲ行方不明ノ期間内知レザルトキ
日本貨物ヲ積込ミタル船舶ノ行方左ノ期間内知レザルトキ
日本沿海(但シ千島列島八重山群島臺灣澎湖島ヲ除ク)帆船
九ヶ月汽船　六ヶ月汽船　六ヶ月帆船　四ヶ月
第廿二條　第廿三條　第廿四條　第廿五條
本證券同一ノ被保険者三屬シ同一ノ商受人ニ宛テ送付セラル、同種若クハ類似ノ貨物ニシモ一艘ノ船舶ニ積込ミタルモノトス
左ノ保險證券ヲ行方不明ノ期間内知レザルトキ
日本貨物ヲ積込ミタル船舶ノ行方左ノ期間内知レザルトキ
日本沿海(但シ千島列島八重山群島臺灣澎湖島ヲ除ク)帆船
九ヶ月汽船　六ヶ月汽船　六ヶ月帆船　四ヶ月

大正2年7月14日發行
第185號貨物保險證券控
大正2年7月14日申込
被保險者　古田一郎
保險契約者　全上

石油參百箱

保
險
貨
物

日本國汽船大和丸
大正2年7月14日横濱出帆

保險種類單獨海損擔保

航
路　自 橫 濱 至 函 館
寄 航 萩 濱 積 替 ナ シ

船 舟 危 險 船 積 港 負 擔

保險金壹千圓也

保險料割合 百圓ニ付金八十五錢

保險料金八圓五拾錢

損失金仕拂場所 東京本店

摘要

(卷二〇二二頁一二三頁)

第一八五號 貨物保險證券

石油參百箱

保物	保險種類				
	航路	自	橫	濱	至函館
船	日本國汽船	大和丸	大正二年七月十四日	横濱出帆	
保險料支拂方法	一時拂	損失金仕拂場所	東京本店	保險金	八圓五拾錢
保險料割合	百圓二付	金八拾五錢		保險金	壹千圓也

當會社ハ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

大正二年七月十四日東京ニ於テ

保險契約者 古田一郎殿

海上保險株式會社 支配人 右田半作印

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ保險貨物ニ損害ナ及スベキ各種ノ海上危險トス

第二條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

大正二年七月十四日東京ニ於テ

保險契約者

海上保險株式會社

支配人

右田半作

印

第一條 當會社ハ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第四條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第五條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第六條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第七條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第八條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第九條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第十條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第十一條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第十二條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第十三條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第十四條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第十五條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第十六條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第十七條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第十八條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第十九條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二十條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第二十一條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二十二條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第二十三條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二十四條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第二十五條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二十六條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第二十七條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第二十八條 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第二十九條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第三十条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三十一条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第三十二条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三十三条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第三十四条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三十五条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第三十六条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三十七条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第三十八条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第三十九條 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第四十条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第四十一条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第四十二条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第四十三条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

第四十四条 當會社ノ左ニ掲タル損害ヲ墳補スルノ責ニ任セズ

第四十五条 當會社ノ右貨物ニ對シ大正二年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危険ノ發生スルコトアラバ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎殿ニ對シ無相違損害ヲ墳補スペシ保險證券仍而如件

14日發行控證券申込
14日古田一郎上

石油參百箱

14日横濱出帆
海損擔保函
至積替港
積港負擔
八十五錢
五拾錢
京本店

期節・船舶の等級・積荷の種類・荷造等によりて差あり。保険料は、保険契約のとき支拂ふこと普通なるも、信用ある得意先に對しては、月末拂・定期拂等もあり。

第七課 海上保険(其二)

海上保険に附せらるゝ目的物は、積荷・船舶・運賃および豫期利益の四とす。

積荷は、船積の地に於けるその時の價に、船積および保険の費用を加へたるものをして、保険價格を定む。

船舶は、船體およびその附屬品を含み、定期保険と一航海の保険とあり。定期保険は一ヶ年を普通とす。

損害填補の種類

豫期利益とは、積荷が、安全に目的地に送達せられたるとき、得らるべき利益のことにして、もし、荷物が航海中滅失すれば、荷主はこの利益をも損することとなるが故に、これを保険の目的物となすことを得。豫期利益は、積荷の價格に合算せられ、その以内にて保険金額を定むるものとす。

海上保險の損害填補の種類に、左の三種あり。

一 單獨海損擔保 一部分の損害にても、その割合に応じて償ふものにして、保険料最も高し。

二 單獨海損不擔保 一部の損害は償はざれども、共同海損全損は償はるもの。

三 全損のみ擔保 全部滅失するか、或は殆ど全滅と同じ程度に損害甚しき場合のみ償はるものにして、保険料最も

も安し。

共同海損 航海中海難に遇ひ、船長は、その危険を免るゝため、已を得ず、故意に積荷または船體の一部を處分することあり。この場合に、これがために救助せられたる積荷および船體は、處分せられたる物の損害を、それより利益を得たる割合に応じて負擔す。これを共同海損といふ。

常に多くの荷物を取扱ふ商人は、その都度保険契約を結びて、保険證券を受授すること煩はしきが故に、一ヶ年間の積荷を大凡見積りて、これを豫定保険に附し、保険會社より通帳をもらひおき、積荷の度毎に、これにその要領を記入し、保険會社の證印を受けて、保険契約

第一	五號	被保險者	古田一郎殿	被保險積荷ノ種類及名稱
石	油	參	百	箱
保	物	險	通	此保險料金八圓五拾錢
保	險	料	合	保險割合金百圓ニ付金八拾五錢
金	額	金	額	此保險料金八圓五拾錢
金	額	金	額	汽船大和丸積 大正二年七月十四日出帆
金	額	金	額	自橫濱至函館 種類單獨海損擔保
金	額	金	額	船舟危險積込港負擔 損失金支拂場所東京本店
金	額	金	額	大正二年七月十四日特約ノ條項ニ基キ右
金	額	金	額	通り御報告ヲ承認仕候也
金	額	金	額	大正二年七月十四日海上保險株式會社
金	額	金	額	支配人右田半作印

額金壹千圓也

石油參白齋

の證となし、以て手數を省くもあり。

陸上にて運送せらるゝ貨物も、途中の危険より生ずることあるべき損害を償ふため、保険に附することを得。その手續、海上保険の場合と略^ク同じ。

再保險及
共同保険
保険の目的物が、保険金額甚だ多きとき、または危険の程度大なるときは、保険會社は、その全部または一部を、更に他の保険會社に保険を附することあり。これを再保険と稱す。また、始めより二つ以上の保険業者が、共同して引受くることもあり、これを共同保険といふ。

第八課 爲替手形（其一）

甲は乙に千圓の支拂をなすとき、丙に同額又は同額以

の振出

爲替手形
の記載事項

上の貸金あらば、甲は丙にあてゝ、乙に千圓を支拂ふべきことを依頼したる證券を作り、これを現金の代りに乙に渡し、乙は更にこれを丙に示して千圓を受取ること、せば、甲乙丙三人の貸借一時に消えて、甚だ便利なり。殊に甲は東京に居り、乙丙は大阪に居るといふが如く、土地の隔れる場合は、兩地間に金錢を送るの費用・危險・手數を省くが故に、その效果更に大なり。かくの如き證券を爲替手形といひ、甲を手形の振出人、丙を名宛人または支拂人、乙を受取人といふ。

爲替手形には、左の事項を記し、振出人これに署名せざるべからず。

支拂人	受取人	金額	地拂支	號番
			東京市	參九
大林喜八	葉山繁治	金八百五拾圓也	日期拂支	大正二年十一月十六日
東京市神田區南神保町十番地	東京市日本橋區本石町三丁目一番地			大正二年十二月五日

(卷二〇二八頁一二九頁)

券を爲替手形といひ、甲を手形の振出人、丙を名宛人または支拂人、乙を受取人といふ。

爲替手形には、左の事項を記し、振出人これに署名せざるべからず。

(卷二〇二八頁一二九頁)

第參九號

參
印收
紙入
錢

爲替手形

一金八百五拾圓也

右金額葉山繁治殿又ハ同人指圖人へ
此手形引換ニ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 大正二年十二月五日

大正二年十一月十六日

東京市小石川區同心町二十五番地
東京市神田區南神保町

古田一郎

印

東京市神田區南神保町
十番地

大林喜八殿

大正二年十一月十七日

支拂場所
東京市神田區南神保町

受引

大林喜八

印

金額	地拂支	號番
金八百五拾圓也	東京市	參九

日期拂支	日出振
大正二年十二月五日	大正二年十一月十六日

印收參
紙入錢

爲替手形

一金八百五拾圓也

右金額葉山繁治殿又ハ同人指圖人ハ
此手形引換ニ御支拂可被成候也

支拂地 東京市

支拂期日 大正二年十二月五日

大正二年十一月十六日

東京市小石川區同心町二十五番地

古田一郎

(印)

東京市神田區南神保町
十番地

大林喜八殿

大正二年十一月十七日

支拂場所 東京市神田區南神保町
十番地

大林喜八

(印)

受引

地拂支	號番
參九	

東京市

日期拂支	日出振
------	-----

大正二年十一月十六日	
------------	--

金額

金八百五拾圓也

受取人

東京市日本橋區本石町三丁目一番地

支拂人

東京市神田區南神保町十番地

大林喜八

表面之金額 壽々木重兵衛 殿
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正二年十一月拾日 葉山繁治印

表面之金額 株式會社第五銀行 殿
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正二年十一月十八日 壽々木重兵衛印

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

大正二年十一月拾日

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

大正二年十一月拾日

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

大正二年十一月拾日

表面之金額正ニ受取候也

株式會社第五銀行印

大正二年十二月五日

一、爲替手形たるべき文字

二、一定の金額

三、支拂人の氏名又は商號

四、受取人の氏名又は商號

表面之金額 壽々木重兵衛 殿
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正二年十一月拾日 葉山繁治印

表面之金額 株式會社第五銀行 殿
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正二年十一月十八日 壽々木重兵衛印

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額
又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

大正 年 月 日

表面之金額

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也

殿

表面之金額正ニ受取候也

大正 年 月 日

表面之金額

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

大正年月日

表面之金額

又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也 殿

大正年月日

表面之金額正ニ受取候也

株式會社第五銀行

大正二年十二月五日

一、爲替手形たるべき文字 二、一定の金額

三、支拂人の氏名又は商號 四、受取人の氏名又は商號

五、單純なる支拂の委託

六、振出の年月日

七、一定の満期日

八、支拂地

爲替手形の受取人を定むるに左の三種あり。

一、指圖式 「右金額何某殿又は同人指圖人へ此手形引換に御支拂可被成候也」と記すもの。

二、記名式 「右金額何某殿へ此手形引換に御支拂可被成候也」と記すもの。

三、無記名式 「右金額此手形持參人へ御支拂可被成候也」と記すもの。但し金額參拾圓以下の手形は、無記名式となすことを得ず。

手形の満期日の定め方

手形の支拂満期日を定むるに左の四種あり。

一、定期日拂 支拂日を何月何日と記すもの。

二、日附後定期拂 振出日より何ヶ月目または何日目に支拂ふもの。

三、一覽拂又は要求拂 受取人の請求次第支拂ふもの。

四、一覽後定期拂 受取人が支拂人に手形を呈示したる日より、何ヶ月目または何日目に支拂ふもの。

爲替手形を受取りたるものは、成るべく早く支拂人に示して、期日に支拂ふか否かをたしかむべし。これを手形の呈示といひ、支拂人が支拂を承諾したるときは、その旨を手形に記して署名するものとす。これを引受といひ、支拂の義務を生ずるものなり。

手形の引受

第九課 爲替手形(其二)

爲替手形も約束手形と同じく、裏書によりて他人に譲渡することを得。その手續は約束手形と同じ。

手形の所持人が、満期日を過ぎて支拂の請求をなさるときは、その手形は無効となる。また一覽後定期拂の手形は、呈示をなさる内は、期日確定せざるが故に、なるべく早く呈示すべきは勿論、もしこれを怠ること一ヶ年以上なれば、前と同じく無効となる。

手形が支拂を拒まれたるときは、公證人または執達吏に頼みて、拒絶證書を作り、これを手形に添へて、振出人または裏書人に償還を請求すべし。もし、裏書人がこれを支拂ひ

償還請求

手形の呈示
爲替手形の譲渡

組手形

たるときは、その裏書人は、更に自己より前の裏書人または振出人に請求することを得。

遠方に爲替手形を送るとき、途中紛失して、先方の手に入らざる恐ある場合は、同一の手形を、二通或は三通を作り、これを別々の便にて送ることあり、これを組手形と稱す。

組手形は、多く外國爲替の場合に用られ、各通それぞれ一二三の番號を附し、その内の二通が支拂はれたるときは、他の二通は無効となる旨を記すものとす。

第十課 手形の割引

手形の割引

爲替手形又は約束手形の所持人が、支拂満期日前に現金を得んとするときは、これを他人に賣渡すべし。買手は、その當日より満期日までの日數に對し、百圓につき日歩幾錢といふ割合にて利息を計算し、これを手形面の金額より差引きたる代價を支拂ふものにして、多く銀行にて行はる。これを手形の割引と稱し、その差引きたる金額を割引料といふ。

銀行にて手形を割引するには、割引依頼表に手形の要領を記し、これに手形を添へて割引係に差出すべし。銀行にては、その手形の振出人・支拂人・裏書人等の信用を調べ、適當と認むれば、依頼人をして手形に譲渡の裏

手形の割引

手形割引依頼表

摘要	大正二年十一月十八日	依頼人	壽々木重兵衛	合計金八百五拾圓也	
				手形種類	手形日付
株式會社				日手形	11/16
第五銀行御中				日割引	18
				期日持	12/5
				手形面金額	八五〇〇〇

再割引

逆爲替

書をなさしめ、手形面金額より、割引料を引きて現金を渡すなり。銀行は手形をとりおき、満期日に、支拂人に請求して手形面金額を受取り、割引料を利得するなり。

一度割引せられたる手形が、満期日前に、更に他に割引せらるゝことあり、これを再割引といふ。

逆爲替 遠方より金錢を受取るとき、受取人は送金者に宛てたる爲替手形を作り、これを銀行にて割引して、先づ現金を受取り、銀行はこれを先方の本支店または取引銀行に送りて、支拂人より手形面金額を受取ることあり。これを**逆爲替**といふ。

荷爲替手
組の手續取

第十一課 荷爲替

註文品・委託販賣品および買附委託品等を積送るとき、荷物を積出すと同時に、その代金の全部または大部分を、先づ受取る方法を荷爲替といふ。その手續は、荷送人は、荷物の代金に對して、荷受人にあて、銀行を受取人としたる爲替手形を作り、これに爲替手形副證書・送狀および船荷證券または貨物引換證・保險證券等を添へて、銀行に割引を申込むべし。銀行にてこれを承諾せば、手形面金額より、割引料および手數料を引去りて、現金を荷送人に渡し、これらの手形および書類は、銀行にて受取り、直ちに荷送先の本支店または取引銀行に

送りて、荷受人に手形金額の支拂を請求せしむ。荷受人支拂をなせば、銀行は引換にすべての書類を渡すが故に、船荷證券または貨物引換證を以て、運送業者より荷物を受取るなり。

もし荷受人が、手形金額の支拂を怠るときは、銀行は自ら運送業者より荷物を受取り、これを賣りてその支拂にあて、尚不足するときは、荷爲替手形振出人をして償はしむ。爲替手形副證書は、このことを約束して、荷爲替取組人より、銀行に差入れたる書面なり。されば荷爲替は、荷物を擔保としたる一の逆爲替なり。

荷爲替金額は、積荷代價の七八掛位を普通とすれども、荷

荷爲替手
形副證書

丸爲替

手形番號 第四〇號 荷爲替取組申込書

金額 爲替
一金六百圓也

石 油 參 百 箱
但海上保險會社 保險證券文
此原價金七百七拾四圓也

貳 通
壹 通

保險 保 風 金 七 百 圓 也

但海上保險會社 保險證券文

支拂 地 廉
函 館

期日 支拂
大正二年十一月十六日

摘要

右ハ拙者ヨリ豫テ差人置候荷爲替約定書ニ據リ荷爲替御取扱相成度此段及御依頼候也

大正二年十一月十六日

古 田 一 郎

株式會社第五銀行御中

印紙 印
一石油參百箱
爲替手形副證書

此原價金七百七拾四圓也

右ハ大正二年十一月十二日附拙者ヨリ橘商店へ宛振出タル第四拾號爲替手形支拂ノ擔保トシテ前記ノ貨物差入候ニ付右手形裏面讓渡ノ時ハ右貨物并ニ送狀ヲ裏書讓受人へ又ハ期日ニ至リ爲替金支拂濟ノ上ハ支拂人へ御渡可被下候尙手形ニ關シ左ノ件々約定致候

一擔保品ノ運賃敷料諸掛手數料等其運送保管ニ關スル總ノ費用ハ擔保差入人ニ於テ負擔可致候受人ハ前記ノ擔保品ヲ適宜ニ賣却其代金ナ以テ爲替金及延滞利息其他一切ノ費用御引去リ可被成候若シ不足相立候節へ速ニ辨償可致又ハ保差入之候ハ、擔保差入へ御返展可被下候

一前項ニ定メタル擔保實却ナ實行スルニ營り其直段時懲及方法等ハ實行又ハ裏書讓受人ニ一任スルヲ以テ之レニ關シテ豫メ擔保差入人ニ通知シ又ハ其承諾ナ求ムルコトヲ要セス候若シ賣却ノ都合ニ依リ擔保品ヲ元積出地へ御送戻相成候

一右手形ノ支拂ニ對シテ其諸費用モ亦擔保差入人ニ於テ負擔可致候

一火盜難其他の原因ヨリ紛失消滅損傷候共右手形自リ生スル義務ハ擔保差入人及ヒ保證人ニ於テ悉皆履行可致候又市價低落致シ擔保不足チ生シタルトキハ貴行又ハ裏面讓受人ノ御請求次第入金若クハ増擔保可差入候

一右手中形ノ支拂ノ擔保品未着又ハ期日十二日至リ支拂ノ猶豫行又ハ裏書讓受人ニ額出候共不苦候其場合ニ於テハ延滞日歩百圓ニ付一日金貳錢五厘ノ割ナ由トシテ擔保差入人ノ負擔スル償還義務又ハ其他ノ義務ナ別途申立間數候

一右手形ナ引受若クハ支拂ナ担ミ候共擔保差入人ニ對シ償還請求權ナ保全スル爲ミニハ拒諭書作成ナ要セス候

テ如件右約定ハ保證人ト擔保差入人ト連帶シテ履行可致候爲替手形副證書仍

大正二年十一月十六日

株式會社第五銀行御中

擔保差入人 古 田 一 郎
保證人 林 五 兵 衛

受人が豫めその土地の銀行に相當の擔保品を差入れて、積荷代金以上の金額に對する信用状をもらひ受け、前以てこれを荷送人に送りおかば、荷送人は荷爲替を取組むとき、これを手形に添へて銀行に差出しが故に、銀行はこれによりて荷受人の信用を知り、安心して荷物代金の全部に對する荷爲替手形の割引を引受く、これを丸爲替といふ。

丸爲替にあらざる荷爲替の場合は、荷爲替支拂金と積荷代金との差額は、後に荷受人より、他の方法にて荷送人に送金するものとす。

信用状は、銀行が、これに記されたる人は、一定の金額まで、義務を果し得ることを證明せる書面なれば、これを發行するには、本人より、同額以上の金錢または擔保品を預入れし

信用狀

印紙

商業信用狀發行依頼書

一極度金額參千圓也

大阪株式會社第三十四銀行

一取組場所

大正二年十二月一日ヨリ大正三年一月三十一日迄

一取組期限

手形日付ヨリ三十日以内

一取組人玉木一郎

一仕拂人久野良藏

前書ノ通り貴行信用狀玉木一郎へ御發行可被下候該信用狀ニ據リ各地御取引先銀行ニ於テ取組タル割引手形又ハ荷爲替手形之金額期日ニ至リ仕拂相忘候節ハ拙者提供ノ差シ金又ハ其代用品ハ勿論拙者若シクハ保證人當座勘定ヲ以テ直ニ御引去リ可被下候右御依頼申候也

但シ御取引銀行ノ都合ニ依リ取組御断ノ場合有之候共不苦候

大正二年十一月廿五日

東京市京橋區銀座尾張町一丁目拾番地

依頼人久野良藏

東京市日本橋區瀬戸物町二丁目五番地

保證人奥田幸次郎

株式會社第一銀行御中

状を添へて、その土地の銀行に賣りて現金を得るなり。
信用状によりて手形を買取りたる銀行は、その手形金額を信用状の裏書に記し、信用残高を明かにして、本人に返す

信用状に種々あれども、最も多く用らるゝは、右に述べた
る荷爲替信用状と、巡回信用状となり。巡回信用状は、旅行
者が、旅行先にて、入用の金錢を得る用意として供ふるもの
にて、出發前に、金錢または相當の擔保品を銀行に預けて、こ
れをもらひ受け、行先にて金錢入用の都度、信用状を發行せ
る銀行又は自己に宛てたる爲替手形を振出し、これに信用

狀巡回信用

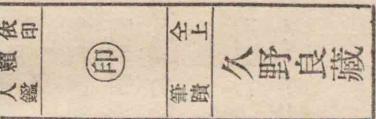
むるものとす。されば、この信用状によりて割引せられたる手形が、もし不渡となるが如きことあれば、信用状を發行したる銀行は、その責を負ふものとす。

むるものとす。されば、この信用状に
る手形が、もし不渡となるが如きこと
したる銀行は、その責を負ふものとす。

(表 面)

第拾九號

商業信用狀



一限度金額參千圓也

一取組期限 大正二年十二月一日ヨリ
一士佛明良 年正月三十一日迄

右ノ範圍内ニ於テ玉木一郎殿ヨリ此信用狀呈示ノ上手形ノ割
引又ハ荷爲替取組ノ御請求有之候節ハ前掲ノ印鑑筆蹟御照査
ノ上可成低歩ヲ以テ無御懸念御取扱可被下候
且御取扱年月及金額、裏面相當ノ範圍内ニ必々印鑑

大正二年

十二月廿五日

株式第一銀行

株式二、十四銀行御中

(裏面)

ものとす。されば、殘高ある内は、幾度にても手形を振出することを得。信用狀の有效期間は、普通一ヶ年以内とす。

の電信爲替
の取組

第十二課 銀行電信爲替

多額の金錢を至急遠方に送らんとするときは、銀行電信爲替によるべし。電信爲替を取組むには、電信送金申込書に、金額・受取人の氏名を記し、現金を添へて差し出すなり。銀行にては、直ちに送先の銀行に、何某に金何圓を支拂ふべき旨を指圖したる電報を發し、同時に送金者も、何銀行より金何圓を受取るべきことの電報を受取人に發するなり。かくて、受取人はその電報に

電信送金申入書

長崎市出来大工町一番地

受取人 田 地 常 尾

一金壹千圓也

右金額長崎へ電信送金御取組被下度候也

但該地銀行ノ望ニヨリ受取人ハ保證人相立テ可申候若シ之ニ應セ
サルトキハ本文金額相渡不相成トモ異議無之候事

大正二年十二月三十一日

瓊京市小石川區同心町二十五番地

依頼人 古 田 一 郎 (印)

株式會社第五銀行御中

印
紙

電信送金受取證

一金壹千圓也

右者古田一郎ヨリ拙者へ宛タル電信送金正ニ受取申候萬一
電信相違有之候節ハ此證引換右金額速ニ返却可致候也

大正二年十二月三十一日

受取人 田 地 常 尾 (印)

保證人 中 村 賢 治 (印)

株式第五銀行長崎支店御中

より、指定銀行に行きて、電信送金受取證を差出し、引換
に金員を受取るものとす。

電信送金受取證には、必ず銀行の信用する保證人を立つ
ることを要す。また電信爲替料は、普通の爲替料よりやゝ
高く、かつ銀行の電報料實費をも徵收するものとす。

第十三課 借用金

資金の不足せるものは、銀行または他人より金錢を
借入るゝことあるべし。銀行より借入るゝには、借用
金依頼書に、金額・期限・利息の割合・擔保品およびその價
格等を記して申込むべし。銀行にてこれを承諾せば、

續
借用金手

更に借用金證書に、擔保品および擔保品差入證、委任状を添へて差出し、現金を受取るものとす。

書借用金證

借用金證書は、金額・返済期限・利子の歩合・擔保品等を記し、期限に到らば、相違なく元利金を返すべき旨を認め、借主および保證人の連署したる書面にして、元利金を支拂ひたるときは、貸主はこれを借主に返すものとす。擔保品差入證は、擔保品の要領、並に借用金の擔保としてこれを差入れたる旨を記せる書面にして、擔保品と共に貸主に渡すものとす。もし借主および保證人とも、期限に元利金を返済せざるとときは、貸主は、委任状によりて、擔保品を處分して返済金にあて、なほ不足

入證 擔保品差

するときは、借主をしてこれを補はしめ、餘れるときは餘分を借主に返すものとす。

擔保品を差入れたるときは、貸主は擔保品預證書を借主に渡しあき、返金のとき、引換に擔保品を返すものとす。

倉庫業者に預けたる貨物を擔保とするときは、質入證券を貸主に渡すこと第一卷第三十七課に述べたるが如し。

保證人は、通例貸主の信用する人を定むるものにして、借主もし期限に返済すること能はざれば、保證人代りてこれを返さるべからず。

借用金は借主および保證人の信用極めて確かなるときは、擔保品なくして行はることあり。また稀には、單に借

保證人

第五九號

印紙

借用金證書

但利息ハ年壹割ノ割合ヲ以テ期日ニ支拂可申事

擔保品 橫濱倉庫會社保管石油參百箱(質入證券第五八七號)

右金額借用致候處實正也大正三年一月十五日限ソ元利返済可致候期限ニ至リ返金相滯候ハ
又期限中擔保品價格低落ノ節ハ御望ニ應シ入金又ハ増擔保品差入可申候若シ之ニ應セサル
カ又ハ此擔保品ニ變災故障等相生シ候節ハ期限ニ拘ハラス返済可致候右ノ契約ハ保證人借
主ト連帶シテ履行可致爲後日借用金證書仍テ如件

住 所 東京市小石川區同心町廿五番地

大正二年十二月十五日

借 主 古田一郎○
住 所 東京日本橋區本石町一丁目三番地

保 證 人 小山春治○

株式 第五銀行御中

主の署名したる、借用金證書だけにて行はるる場合もあり。
一個人より借入金をなすには、直接に貸主に面談し、その
承諾を経たるのち、借用金證書を差入るものとす。

第十四課 當座借越

當座借越

銀行に當座預金をなせるものは、通例預金残高以上
に、小切手を振出すことを得ざれども、場合によりては、
一定の金額を限りて、小切手を振出し得ることあり。
これを當座借越といふ。

當座借越をなすには、前以て銀行と約束を結び、借越
金高を定めて、銀行に當座預ケ金借越約定證および相

の手續

當座預ヶ金借越約定證

印參
紙錢

一當座預ヶ金ノ外小切手ヲ以テ借越致候節ハ金參千圓迄御支拂可被下候
但貴行ノ都合ニヨリ本文借越金額減少又ハ中止ノ照會アルキハ異議ナク可應候
一右借越金ノ利息ハ元金百圓ニ付一日金貳錢八圓ノ割合ヲ以テ借越ノ當日ヨリ返金ノ當日
迄ヲ計算シ(三月十六月)ニ支拂可申候但金融ノ繁閑ニヨリ本文ノ利息御改定相成候節ハ御
通知ノ日ヨリ其利率ヲ以テ支拂可申候
一右借越金擔保トシテ別紙記載ノ物件ヲ差入置候ニ付擔保品ノ價格低落若クハ性質上自然
ノ毀滅失又ハ天災故障其他何等ノ事由ヲ問ハス現存擔保品ヲ不十分ト御認メ相成候節
ハ直チニ增擔保ヲ差入レ又ハ不足額ヲ入金シ若クハ借越高ヲ減少スルカ相當代リ擔保ヲ
差入ル、カ總テ貴行ノ御差圖ニ可應候之ニ反スル片ハ直チニ借越金返済可仕候
一右借越金返済ノ期限ハ豫メ定メ置カス貴行ノ御都合ニヨリ其全部又ハ幾分ノ返済期限ヲ
定メ少ク凡五日以内ニ通知アレハ其期限ヲ以テ無相違返済可致候萬一該期限ニ至リ返金
ヲ怠ルカ或ハ本約定書第三項ニヨリ借越金ノ返済ヲ要セラル、片之レカ返金ヲ怠リ候節
ハ豫テ差入置候擔保品御賣却ノ上其代金ヲ以テ借越金額及利息其他諸入費御領收可被成候
一貴行ノ御取斗ニ一任シテ後日異議申間敷候
一保證人ハ以上各項ヲ承認シテ借用主ノ負擔スル一切ノ義務ヲ保證致候就テハ如何ナル場
合ニ於テモ借用主其義務ヲ怠リタル件ハ擔保品ノ存否又ハ價格ノ如何ニ拘ラス借用主ニ
關セズ直チニ義務全部履行可致候
右之通り約定致候處相違無之候也

大正二年十二月一日	借用主 住 所 東京市小石川區同心町廿五番地 古田一郎〇
株式第五銀行御中	保證人 住 所 東京市牛込區佐土原町三番地 吉川亮藏〇

當の擔保品を差入れおくものとす。然るときは、預金の殘高なくとも、約束の金額までは小切手を振出し、銀行をして支拂はしむることを得。かくて、別段期限を定むることなく、隨時預金者の都合次第預ヶ金を増して、自然にこれを返すものとす。

當座借越の利子は、日歩^{アマ}百圓につき一日何錢にて計算せられ、當座預金の利子より高きを普通とす。

商人は、期節により、支拂の一方に偏するときも、收入のみ多きときもあるが故に、當座借越の約束をなしあかば、支出多くも、遽かに狼狽することなく、收入多きとき、隨時預金をなして返すが故に、極めて便利なり。

利息の定め方

利息制限法

金錢を借りたるものが、その使用料として、貸主に支拂ふ報酬を利息といひ、年利・月利・日歩の三種あり。年利は一ヶ年につき、月利は一ヶ月につき、何割何分何厘と定め、日歩は百圓につき一日何錢何厘と定む。

利息の割合すなはち利率は、利息制限法により、元金百圓未満は年利二割、千圓未満は一割五分、千圓以上は一割二分を超ゆることを得ず。尤も借主貸主合意の上、これ以上の利息を受拂するも差支なけれども、訴訟の場合は、制限を超過せる部分につき、裁判所はこれを

第十五課 利 息

法定利率

認めざるものとす。(朝鮮及臺灣の利息制限法) 百圓未満 年三割以内 千圓未満 年二割五分以内 千圓以上 年二割以内

また、利息の割合を定めざる貸借が、後に利息を計算せらるゝ場合は、法定利率による。法定利率は、普通民事上の貸借は年五分なれども、商事取引よりおこる貸借は、年六分なり。

第十六課 公債證書

公債證書

國家または府・縣・市・町・村等の公共團體が、内外國の公衆より、金錢を借り入るゝを公債といひ、これに對して貸主に渡す證書を公債證書といふ。されば公債證書は、借用金證書に似たるものにして、これを所持するも

のは、年々約束の利息を受く。公債の返済期限は、初めより定まるるものと、定まらざるものとあり。期限の定まるはその期限までに、定まらざるものは財政の都合を見計ひ、漸次抽籤の法によりて返済せらる。

公債證書は、多く利札附にして、利子を受取るときは、その一枚を切取り、取扱銀行に持参し、引換に現金を受取るものにして、年二回づつに支拂ふもの多し。

公債證書は、他人に譲渡することを得。これを賣買するには、無記名公債證書とて、所持人の氏名を記さるものは、そのまま、買手に渡すことを得れども、記名公債證書は、一定の手數料を支拂ひて、名義の書替をなさざ

るべからず。

我政府にて發行したる内國公債の主なるものは、金祿公債・鐵道公債・軍事公債・海軍公債・四分利公債等なり。

第十七課 株券および社債券

株券 株式會社が、株主の出資を證明するために、株主に交付する證券にして、株主の氏名を記したるを記名株券といひ、氏名を記さるを無記名株券といふ。何れも他人に譲渡することを得れども、記名のものは、名義の書替をなさざるべからず。また無記名株券は、株金全額拂込の後にあらざれば發行することを得ず。株

社債券

券を所有するものは、その出資額に應じて、會社より利益の配當を受くるものとす。

大藏省證券

會社が、資本金以外に、公衆より資金を借入れたるとき、貸主に交付する證券にして、その所有者に約束の利息を支拂ひ、一定の期間内に、抽籤の方法を以て漸次返済するものとす。株券と同しく他人に譲渡することを得。

大藏省證券 大藏省が、公衆より一時金錢を借入るゝとき發行するものにして、必ずその年度内に償還すべきものとす。期限短かきが故に、公債證書より流用に便なり。

保護預

第十八課 保護預および代金取立

保護預 金銀・有價證券、その他貴重なる物品を自宅におくは、火災盜難の危険あるが故に、銀行に保管を託することあり。これを保護預^{ヨウヤク}といふ。銀行には、堅牢なる金庫の設備ありて、嚴重に保管し、もし紛失等の場合には、これを償ふが故に、極めて安全なり。なほ、公債證書・債券・株券等の如きものは、銀行は預主に代りて、利子・配當金の取立をなし、本人の預金となすことをも取扱ふ。保護預に對しては、銀行に一定の保管料を支拂はざるべからず。

代金取立 多くの手形を所持するものは、一々支拂人

に請求して代金を取立つるは、煩しきのみならず、もし期限を過ぐるが如きことあれば、手形は無効となるの恐あり。殊に支拂場所が遠方なるときは、その不便一層甚しきが故に、銀行に取立を依頼するを普通とす。銀行にては、少しの手數料をとり、場合によりては無手數料にてこれを取扱ふ。これを代金取立といふ。銀行には、取立係ありて、取扱に熟達せるが故に、間違の起こることなく、他所拂の手形は、それより支店・出張所・取引銀行に依頼して、たやすく取立をなし、その金額は、本人の望により、直ちに拂渡し、または同人の預金のうちに入るゝものとす。

第十九課 特許意匠および實用新案

新規なる工業的發明をなしたるものは、その發明品の明細書、およびこれを説明する繪圖・模形または見本を、特許願書に添へて、農商務省特許局長に差出し、その認可證を得れば、己れ獨りこれを製作、使用、販賣又は擴布することを得。これを特許權といふ。特許權は、農商務省特許原簿に登録せらるゝものにして、毎年特許料を納めざるべからず。特許料は左の如し。

第一年乃至第三年分登録を受くるとき 一時金二十圓

第四年乃至第六年 每年金十 圓

第七年乃至第九年 每年金十五圓

第十年乃至第十二年 每年金二十圓
第十三年乃至第十五年 每年金二十五圓

意匠法

工業上の物品に應用すべき、形・模様色または組立等につき、新しき意匠を按出したるときは、特許の場合と同じく、これを農商務省に願出で、登録を受け、自己のみこれを用ふることを得。これを意匠権といふ。

其専用年限は十ヶ年にして、意匠料は、登録を受くるとき、第一年乃至第三年分として一時に金參圓を納め、第四年乃至第十年迄は、毎年貳圓宛を納むるものとす。特許権も意匠権も、共に他人に譲渡することを得るので、みならず、或はこれを共有とし、或は質入して金錢を借

入ることも隨意なり。

工業上の物品に關し、その形狀・構造または組合はせにかゝり、實用ある新規の考案をなしたるものは、特許局に願出て、登録を受け、自己のみこれを利用することを得。これを實用新案登録といふ。

實用新案登録の存續期間は、三ヶ年にして、登録料は、一物品ごとに金十五圓なり。但し三ヶ年を過ぎたるときは、なほ三ヶ年間の延期を願出づることを得。延期登録料は金參拾圓とす。

第二十課 商人

自己の名義にて商業を營み、その損益を負擔するも

の一個商人
の得失

のは商人なり。商人が一個人なるとき之を個人商人といふ。

個人商人は自ら資本を出し、その損益は全く己れ一人の身代にかゝるが故に、自然業務に熱心となるべくかつ自己の思ふまゝに、これを行ふことを得る利益あり。されど、一人にてすべての仕事を充分に取扱ふこと難ければ、適當なる使用人を雇ひ、これを指揮して働くかしめざるべからず。從て相當の経験と、人を監督するの才能を有することを必要とする。またその缺點は、大資本を得ること困難なると、經營者一身上の事情は、直ちに事業の盛衰に影響を及ぼし易きとにあり。從て、大規模にて永久に亘る營業には、やゝ不適當なり。

類會社の種

第二十一課 會 社

商業を營む目的にて、二人以上の人が資本を出して組立つる法人を、會社と云ふ。法人とは、人にあらざれども、法律上、人と同じく働くものと見做されたる團體なり。會社は、その組立てかたにより、合名會社・合資會社・株式會社・株式合資會社の四種に分たる。

會社の商號には、必ずその組立てを表はす文字を添ふることを要す。例へば、合資會社・三菱銀行・日本郵船株式會社などいふが如し。

合名會社　社員がみな無限責任を負ふ會社を合名會

社といふ。無限責任とは、もし會社が損失をなし、會社の財産だけにては負債を償ふこと能はざるとき、社員はその出資額以外に、自己の財産のあらん限り、その責を負ふことなり。

合資會社 無限責任社員と、有限責任社員とより成立つ會社を合資會社といふ。有限責任とは、社員が如何なる場合にても、その出資額以上に責任を負はざることをいふ。合資會社の業務は、無限責任社員によりて行はれ、有限責任社員は、その出資額に應して利益の配當を受くるものとす。

株式會社 有限責任の株主によりて、組立てらるゝも

のにして、その資本金は、一定の株式に分たれ、その一株以上を引受けたる出資者を株主とするなり。この種の會社は、廣く大資本を募集すること易きが故に、大事業を營むに適す。主なる役員は、株主中より擇ばる、取締役、および監査役なり。取締役は業務を行ひ、監査役はこれを監督す。

株式合資會社 無限責任社員と株主とより成る會社にして、合資會社と株式會社と折衷したるものなり。

第二十二課 組 合

類組合の種

び、互に金錢・労力を出資して共同事業を營み、豫め定めたる割合にて、損益を分配する團體を組合といひ、當座組合・共分組合・匿名組合等の種類あり。

當座組合 損益共通の約束にて、一時の商取引または作業をなし、その損益を組合員に分配するものなり。

共分組合 二人以上の人々が、別々に商業を營み、その損益を合併し、更にこれを、一定の割合にて分配する組合なり。
匿名組合 名義を外に表はさる組合員が、資本を出し、名義を表はせる營業者のものとして取引をなし、その損益を分配する組合なり。匿名組合員は、外部に對しては、營業上何等の關係もなきものとす。

商業使用人

第二十三課 商業使用人

商人に傭ヤトはれ、主人に代りて營業上の仕事をなす人を商業使用人といひ、支配人・番頭・手代・丁稚チキ・小僧等の別あり。使用者は、自ら營業上の損益を負ふことなく、たゞ、主人より依頼されたることをなして、報酬ボウシヨウを受くるに過ぎず。

支配人 營業上すべての事につき、主人の代理をなすものにして、支配人のなしたることは、主人はすべてその責を負はざるべからず。尤も主人は、支配人のする事に制限をつくることあるも、そは内部の關係にて、外に對しては主人自らなしたると同じく、その責を免るること能はず。

番頭・手代 何れも、主人より委任されたる、營業上一部の仕事を代理するものにして、手代は番頭の下にあり。

丁稚・小僧 その時々に、言ひ付けられたる仕事につきてのみ、主人の代理をなすものなり。

商業使用人が、主人より受くる報酬を給料といふ。その支拂方は、一定の金額を毎月渡すもあり、或は年一回または數回に支拂ふもあり、或は金錢の外に、物品を與ふるものあり。

給料の外に、營業の成績および使用人の働きぶり等により、年一回または數回、金錢もしくは物品を與ふることあり。これを賞與といふ。賞與は、使用人の仕事を獎勵す。

賞與

給料

第二十四課 商業の區分

商業は、内地だけにて行はるゝとき、これを内國商業といひ、外國との間に行はるゝとき外國貿易といふ。而して、内地より外國に商品を賣出すことを輸出と稱し、外國より仕入るゝことを輸入といふ。

商業はまた、己れのために取引する自己商業と、他人のために取引する代理商業とに分る。小賣業・卸賣業等は自己商業にして、問屋業・代理商・仲立業・運送取扱業等は代理商業なり。

代理商 使用人にあらざる獨立の商人が、一定の他の商人のために、常にその營業の一部または全部を代理するもの

を、代理商といひ、某保險會社代理店・某製造品一手販賣店などいふが如きこれなり。

仲立業 他人の間に立ち、取引の媒介をなして、手數料をとる商業を仲立業といひ、これに從事する商人を仲立人といふ。普通に、才取^{オカツ}または仲買^{オカヅキ}と稱するものこれなり。仲立人は、その取扱ふ業務の種類によりて、商品仲立人・手形仲立人・保險仲立人等の名稱あり。

運送取扱業 自己の名義にて、他人のために貨物運送の取次をなし、手數料をとる營業にして、運送問屋これなり。

第二十五課 商 品

商品

商人が利益を得る目的にて賣買する物を商品とい

ひ、その主なるものは、貨物と有價證券となり。

貨物とは、農林業によりて作り出さる、米穀・果實・木材の如き、礦業によりて產出せらるゝ石炭・金・銀・銅・鐵の如き、牧畜によりて生産せらるゝ牛・馬・羊の如き、工業によりて造らるゝ各種の製作品の如き、形あるものをいふ。これらは、みな人間の必要品なれば、その產出少くして、使用せんとする人多ければ價下る。されど、永く保存にたゆる貨物は、價の下るときはこれを貯へおき、適當の時期をまつたか、或は他の入用多き地方に送りて賣ることを得べし。

別貨物の區

貨物は、人工を加へたる度合によりて、原継品・半製品・製造品に分たる。木材・鐵・羊毛等の如きは、原継品にして、やゝ人工を加へたる綿糸・生絲・鐵材の如きは、半製品なり。また漆器・織物・器械類の如きは、製造品なり。

有價證券とは、公債證書・株券・債券・手形等の如き、貸借の關係を表はす證券と、貨物引換證・船荷證券・倉荷證券の如き、貨物代表證券とをいふものにして、何れも賣買の目的物となる。

有價證券

第二十六課 賣買の方法

賣買の方法に、普通賣買・入札賣買・競賣買の三種あり。
普通賣買　賣主と買主とが相對に、口頭または書面に

普通賣買

て掛けひ、互に條件の一一致するによりて成立つものにして、一に引合賣買ともいふ。最も普通なるは、買手より註文して、賣手がこれを承諾するによりて成立つことなり。もし賣買が、後に實行せらるべき約束なるときは、契約書を取交はして、間違を防ぐ。

・契約書には、賣買に關する要件を記し、一通を賣手より買手に、一通を買手より賣手に渡しあくものとす。

入札賣買　賣手一人にて買手多數なるとき、買手をして、買はんと欲する値段を書面に認めて申込ましめ、最も高き値段にて申込みたるもの、買手と定むるを入札賣といひ、買手一人にて賣手多數なるとき、賣手をし

賣買契約書

入札賣買

て、賣らんとする値段を書面に認めて申込ましめ、最も安き値段を申込みたるものと賣手と定むるを、入札買といふ。賣手買手の定まることを落札といひ、落札人は、賣買を實行するまで、一定の保證金を相手に預くるものとす。もし、後に約束を實行せざるとときは、保證金を取り戻すことを得ず。

競賣買 入札賣買と同じけれども、たゞ書面を用ふる代りに、その場にて、口頭にて申込む點に於て異なるのみ。俗に耀ハラハラと稱するものこれなり。

第二十七課 代價の定め方

代價の定め方

商品の代價は、賣買の約束をなすとき、豫め定めざるべからず。その定め方に、諸掛込直段・諸掛け持直段・運賃込直段・停車場渡直段・船渡直段等種々あり。

諸掛け持直段 商品が買手の手に入るまで、一切の費用を賣手がもつ約束にて定むる直段なり。

諸掛け持直段 商品が賣手の手をはなれてより、買手の手に入るまでの一切の費用を、買手がもつ約束にて定むる直段なり。

運賃込直段 商品の運賃だけは賣手にてもち、その他の費用は買手にてもつ直段なり。

停車場渡直段 商品を積出すべき停車場までの費用は、賣

手にてもども、その後の費用は、買手がもつ約束にて定まる直段なり。

船渡直段　商品を運送船に積込むまでの費用は、賣手にてもち、その後の費用は、買手の負擔となる直段なり。

代金は、直ちに現金にて支拂はるゝとき、または多くの商品を買入るゝ人に對しては、ある割合にて直引せらるること多し。これを割引といふ。また、取引多き得意先に對しては、半年または一ヶ年の終りに、その取引高に應じ、代金の一部を拂戻すことあり。これを期末割戻といふ。

割引および割戻は、得意先に對する賣手の好意より出て

たるものにて、その歩合は、約束にて定めおくことあり、習慣によりて定まれることあり、或は全く賣手の隨意に定むることもあり。

第二十八課 代金支拂法

代金の支拂法は、支拂の時によりて區別すれば、前金拂・引換拂・掛の三種となる。

前金拂　買手が商品を受取るに先だち、代金を支拂ふものにして、多く買手の信用薄きか、或は買手の競争ある場合に行はる。

引換拂　貨物を受取ると同時に、代金を支拂ふものにして、

時による
區別

代金支拂
法の種類

小賣取引は大抵これによる。

掛 信用賣買とも稱し、商品を受取りて後代金を支拂ふ方法なり。始めより、何日後または何箇月後と期限を定むるものあり、或は年何度も期日を定めて勘定するもあり、或は半年または一ヶ年内、双方の都合よきとき、臨時に受拂するもあり。

支拂の用具によりて代金支拂法を區別すれば、現金拂・手形拂の二となる。

現金拂 金錢または小切手にて支拂ふこと。

手形拂 約束手形・爲替手形を振出して渡すか、或は他より受取りたる手形に裏書して譲渡することにて、手形支拂期日の長短によりて、代金に多少の差を生ずるものとす。

交互計算 賣手買手が、取引の結果として、互に貸借を生ずるとき、その度毎に一々受拂をなさずして、一定の期日をまち、これを差引き計算し、その差額だけを受拂して手數を省くことあり。これを交互計算といふ。

交互計算をなすには、始めより期限を定め、半年または一年の終りに、互に計算書を取交はし、それぞれ帳簿に引合はせ、もし誤あらば直ちに掛合ひて訂正し、計算上の差額は現金にて受渡すか、或は次期に繰越すものとす。

第二十九課 貨物の引渡

貨物の引渡時期および場所は、代金と同じく、賣買の

貨物引渡
の時期

約束をなすとき、豫め定めおかざるべからず。もしこれを定めざるときは、何時にも、買手の請求次第、賣買したる場所に於て引渡すべきものとす。

貨物の引渡時期を定むるに左の數種あり。

即時渡 賣買の約束をなしたるとき、直ちに引渡すもの。

直渡 賣買契約の後、一兩日中に渡すもの。

近日渡 直渡よりやゝ期限の長きもの。

延渡 一定の日限を定めおき、その日以前に引渡すもの。

定期渡 一定の期限を定め、その期日に引渡すもの。

到着渡 運送中の貨物が、到着次第引渡さるゝ場合。

貨物の引渡を、場所によりて區別すれば左の如し。

引渡場所

現場渡 賣買の約束をなしたる場所、または現に貨物のある所にて引渡すものにして、すべて運賃・諸掛は、買主の負擔となる。

停車場渡 一定の停車場にて引渡すものにて、もし貨物が、

貨車積込の上引渡済となる場合は、貨車渡と稱す。

船積渡 貨物を運送船に積込むと同時に、引渡済となるものにて、積込までの費用は賣主の負擔とす。なほ、船舟に積込むと同時に引渡済となるを、船舟渡といひ、船側にて引渡すを船腹渡といひ、甲板上に引上げて引渡済となるを、甲板渡といふ。

庫渡 貨物の現存する倉庫にて引渡すものにて、荷造費・運賃その他の費用は、買主の負擔となる。

持込渡 買手の營業所まで運びて引渡済となるものにて、すべての諸掛は賣主の負擔とす。

第三十課 商業に關する機關

商業會議所 一定の區域を限れる市町村に於て、商工業の發達進歩を計るため、その地方の商工業者中より選ばれたる十五名以上五十名以下の議員より組立てるゝものにして、商工業に關する種々の事項を取調べ、行政廳の諮詢に應じ、或は產業商業に關する統計および意見を公表し、商工業に關する法規の制定改廢につきて、官省に意見を陳述し、商工業者間の紛議を仲裁

興信所

し、商品の產地・價格を證明し、商工業の改良發達を圖るに必要なる種々の施設をなす等の業務を取扱ふ。

興信所 商工業家の營業の現況、および財産の變化、信用の程度等を調査して、これを加入者その他依頼者に報告し、取引の安全をはかり、信用を發達せしむる機關なり。内地は勿論、外國までも出張所・通信員をおき、或は他の興信所と互に氣脉を通ずるが故に、商工業者は、その報告によりて、信用不明のためにおこるべき損害を、未然に防ぐことを得。

博覽會および商品陳列館 商品陳列館は、廣く内外國の商品を集め、これを陳列して公衆の觀覽に供し、一般

の人々に、商品に關する智識を與へ、一方にはその販路を擴め、一方には生産者の参考に供して、商工業の發達を助くる常設機關なり。

博覽會も、略、商品陳列館と同一の目的を有すれども、只一定の時日を限りて開設せられ、且つ出品者に賞與を授けて競争せしめ、製品の改良・發明等を獎勵するものなり。又その出品區域狭く、且つその陳列品もある種類に限らるゝとき、共進會・展覽會などの名稱あり。
同業組合　一地域内の同業者、四分の三以上の同意を得、管轄廳の認可を経て組織せらるゝ、同業者の團體にして、營利を目的とすることなく、専ら組合員協同一致

して、營業上の弊害を矯め、その利益を増進する機關なり。彼の茶業組合・水產組合・漁業組合・酒造組合・牛馬組合等の如きも、皆同業組合の一類にして、夫々特別なる法律規定の下に設立せらるゝ法人なり。

税關　税關は、外國貿易船の出入、および輸出入品の取締をなす役所にして、我國にては、各開港場に設けらる。すべて輸出入品は、税關に申告してその検査を受け、免狀を受くるにあらざれば、貨物の積込・陸揚をなすことを得ざるものなり。まほ、輸入品に對しては、一定の關稅を納めざるべからず。

關稅の割合は、輸入貨物の生産國と結びたる、通商條

約にて定まれる協定税率と、自國にて適宜に定めたる國定税率の二に分れ、物品の種類によりて、それぐゝ高きもあり、安きもあり、無税なるもあり、或は禁制品として輸出入を禁ぜらるゝもあり。

關稅を課するに、物品の種類により、その數量に應じて課するものと、その價格に應じて課するものとあり。前者を從量稅といひ、後者を從價稅といふ。

取引所 取引所は、特定の資格ある者が、特定の物を、特定の方法と條件とによりて賣買をなす市場にして、各種の有價證券を取引する株式取引所と、米穀・綿絲・生絲其他の重要な商品の、一種又は數種を取引する商品取引

取引所

仲買人

所とあり。何れも取引所法の規定に従ひ、政府の免許を得て設立せらる。

取引所において、賣買取引をなすことを得るものは、農商務大臣の免許を受け、身元保證金を取引所に納めたる仲買人にして、一般の人が賣買をなさんとせば、之に依頼するを要す。仲買人は、すべて自己の名義にて取引をなし、その賣買は、取引所の帳簿に記入せられ、且つ後日違約の場合に、相手方の損失を償ふ準備として、依頼者より預りたる證據金を、取引所に納むるものとす。なほ仲買人は、其取引高に應じ、取引所に手數料を納め、依頼者よりは、口錢を得て自己の利得となす。

取引方法

取引の時刻は、午前(前場)と午後(後場)とに分たれ、その時間内に、仲買人が集まりて取引するを立會といふ。而して取引の方法は、直取引と定期取引を主なるものとす。

定期取引は、當月限(當物)・翌月限(中物)・翌々月限(先物)の三種ありて、各限月の末日に、受渡す約束にて賣買すれども、相場の變動により、期日前に轉賣・買戻をなすことを得。

取引所は、多數の需要供給を一ヶ所に集むるものなるを以て、此處にて定まる直段は、所謂公定相場として、毎日發表せられ、一般物價の標準となるものなり。

第三十一課 手形交換所 産業組合
手形交換所 銀行が、得意先より受入れたる手形・小切

手形交換所

手、代金取立を依頼されたる手形、および割引したる手形等にて、同一區域内の他の銀行より、支拂を受くべきもの極めて多し。されば、その區域内の各銀行が、一定の場所に集まり、互にその受取るべき手形・小切手と、支拂ふべき手形・小切手とを交換し、その差額だけを受拂せば、大に手數・勞力を省くことを得。手形交換所は、この目的にて設けられたる機關にして、之に加入したる銀行を組合銀行といふ。組合銀行は、その土地に於ける親銀行(最大銀行)に當座預金をなしおき、毎日一定の時間に、交換所に交換方を遣し、親銀行より出張する監事の監督の下に、互に持參したる手形・小切手の交換を

なし、支拂ふべき金額より、受取るべき金額の多き銀行は、その差額を親銀行の當座預金に振込み、支拂ふべき金額が受取るべき金額より多き銀行は、その差額を當座預金より差引きて振替をなし、毫も現金の受授を見ずして、少しの時間内に幾百千萬圓の受拂をなすなり。

産業組合 一定の地域内に住居し、利害關係を同うせる者が、その地區内の産業又は經濟の發達を圖るため組織する法人にして、營利を目的とすることを得ず。

信用組合・販賣組合・購買組合・生産組合等 是なり。

イ、信用組合 組合員の貯金を取扱ひ、之を組合員の内、産業に從事するものに貸して事業をたすけ、其利息を配當して、貯金を獎勵すると共に、産業の發達を計る機關なり。

ロ、販賣組合 組合員の生産物をまとめ、之に加工し又は加工せずして販賣し、生産物の改良を圖ると同時に、組合員に販賣の便宜を得せしめ、且つその費用を節約せしむる等の機關なり。

ハ、購買組合 組合員の産業又は生計に必要な物品を、まとめて安く買入れ、之に加工し又は加工せずして組合員に賣り、以て購買の便利と、價の低廉を計る機關なり。彼の多數の人々が、共同にて食料品其の他の日用品を買入れて、分配する消費組合もその一種なり。

ニ、生産組合 組合員の生産したる物に加工し、又は産業に必要な機械其の他の物を備へ置きて、之を使用せしめ、生産の便宜を圖る組合なり。

産業組合 の組織には、無限責任・有限責任・保證責任の

販賣組合

購買組合

生産組合

三種あり、有限責任・無限責任は、會社の處に於て説明せると同じきも、保證責任は、組合員が出資額の外、一定の保證金額まで責任を負ふものをいふ。

第三十二課 販賣業と他の商業との關係

商業益々發達し、取引盛んに行はるゝに至れば、金錢の融通を掌る機關なるべからず。すなはち銀行は、餘れる所より金錢を預りて不足せる所に貸出し、以て資金を活動せしめ、小切手の使用によりて、現金の節約および受授の煩勞を省かしめ、手形の割引によりて信用取引を安全に行はしめ、爲替の便法によりて、遠隔の

土地に於ける取引を、たやすく行ふことを得せしむ。また交通の途開け、取引の範圍擴大となるに至れば、多量の商品を、安全にかつ速かに、遠方に送達するの便なるべからず。鐵道業・汽船業等の運輸業は、これを司る機關なり。また、これら多數の商品を、取引毎に營業所にて受渡をなし、かつ自ら保管するものとせば、著しき労力と手數と設備とを要すべし。然るに倉庫業者ありて、些細の保管料をとりて安全にこれを預り、しかも、預證券・質入證券を發行して、貨物の賣買受渡を簡易にし、資金の融通に便宜を與ふるなり。なほ、運送中までは保管中の貨物が、如何にその責任者によりて注意

せらるゝも、不時の災害にかかりて、莫大なる損失をなし、一舉にして破産の悲しみを見るこゝにあらざるが故に、保険業者ありてその損害を償ふの途を開き、商人をして、安心して大取引をなすことを得せしむ。

以上述ぶるが如く、銀行・運輸・保管・保険等は、普通の商業即ち賣買業を補助し、互に相俟つて發達するものなれば、もしその一を缺かば、決して商業の進歩を見るこゝ能はざるものとす。

道路

第三十三課 交通一般（其二）
道路 道路に國道・縣道・里道の別あり。

國道は、我國道路の最も主要なるものにして、東京を中心とし、他の主なる都會を連絡する幹道なり。 東海道・中仙道・奥州街道・濱街道・甲州街道・北陸街道・中國街道・九州街道等これなり。

縣道は、國道より分れて、各府縣の主なる市邑を連絡する街道にして、里道は、各町村間の交通道路なり。

鐵道 鐵道は、陸上交通の主要なる機關にして、政府の經營する國有線と、民間の會社にて營業する私設線とありて、全國の延長五千哩を超えるほ年々延長の計畫あり。

主なる鐵道線路を示せば左の如し。

東北および關東地方の線路 上野(東京)より、浦和・宇都宮・福島・仙臺・盛岡を経て青森に至る線、福島より分れて、米澤・山形・秋田・弘前を経て青森に至る線、上野より、土浦・水戸・平原ノ町を経て仙臺に至る線等あり。

東海道および關西地方の線路 新橋(東京)より、靜岡・名古屋・岐阜・京都・大阪を経て神戸に至る線、名古屋より分れて、四日市・奈良を経て湊町に至る線等あり。

北陸地方の線路 米原より、敦賀・福井・金澤・高岡・富山を経て直江津に至る線あり。

中國地方の線路 神戸より姫路・岡山・廣島を経て下ノ關に

至る線、姫路より分れ、生野を経て和田山に至る線等あり。

九州地方の線路 門司より、小倉・福岡・久留米・熊本を経て鹿児島に至る線、鳥栖より分れ、佐賀を経て長崎に至る線等あ

り。

北海道の線路 函館より、小樽・札幌・旭川を経て釧路に至る線、岩見澤より分れて、室蘭に至る線等あり。

臺灣の線路 基隆より臺北・新竹・臺中・嘉義・臺南を経て打狗に至る。

朝鮮の線路 釜山より、三浪津・太田・成歡・永登浦を経て南大門(京城)に至り、更に龍山より分れ、開城・平壤を経て新義州に至る線、永登浦より分れて仁川に至る線等あり。

右の外、東京を中心とするものには、東京より高崎に至り、更に進んで長野・直江津を経て新潟に至る線、東京より、八王子・甲府を経て長野に至る線、東京より千葉・佐倉を経て銚子に至る線等あり。大阪・京都を中心とせるものには、京都より王寺に至る線、大阪より和歌山に至る線、京都より新舞鶴

に至る線等あり。山陰本線は京都より綾部・和田山・鳥取・米子・松江を経て杵築に至る。四國には、徳島より船戸に至る線、高松より琴平に至る線等あり。其他一地方を連絡する線極めて多し。

第三十四課 交通一般（其二）

海運 四面海を廻らせる我國は、海運業も頗る發達せり。内地および支那朝鮮航路の主なるもの左の如し。

日本郵船株式會社の航路に屬するもの。

横濱上海線 横濱より神戸・門司・長崎を経て上海に至る。

横濱北清線 横濱より四日市・神戸・門司・仁川・大連・太沽を経て牛莊に至る。

神戸朝鮮北清線 神戸より下の關および門司・長崎・釜山・仁川・大連・太沽を経て營口に至る。

神戸浦潮斯德線 神戸より下の關・門司・長崎・釜山・元山・清津を経て浦潮斯德に至る。

神戸小樽東廻線 神戸より横濱・荻濱・函館を経て小樽に至る。

大阪商船株式會社の航路に屬するもの。

仁川線 大阪（又は神戸）より、門司（又は下の關）・釜山・馬山・木浦・群山を経て仁川に至る。

清津線 大阪（又は神戸）より、門司・釜山・元山・城津を経て清津に至る。

大阪大連線 大阪大連間を往復し、寄港地は、神戸・宇品・門司なり。

横濱打狗線 横濱より、勝浦・神戸・宇品・門司・長崎・基隆・澎湖島・

安平を経て打狗に至る。

神戸小樽線(西廻) 横濱より、神戸・尾ノ道・門司・敦賀・伏見・直江津・新潟(夷)・酒田(加茂)・土崎(船川)・能代・函館を経て小樽に至る線なり。

大阪鹿兒島線(東廻) 大阪鹿兒島間を往復するものにして、高濱・別府・細島・油津に寄港す。

以上は皆主なる航路に屬するものにして、なほ、區域の小なる航路、および社外船の航路甚だ多し。

外國航路

日本郵船株式會社の航路に屬するもの、

歐洲線 往航は、横濱より神戸・門司・上海・香港・新嘉坡・卑南・古倫母・蘇西・坡土西・馬耳塞・倫敦・安士府を経てミットルスボローに至る。復航は、安士府・倫敦・坡土西・蘇西・古倫母・新嘉坡・香

港・神戸を経て横濱に至る。

シヤトル線 横濱を起點として、東廻りはビクトリヤに寄港してシヤトルに至り、西廻り往航は、横濱より神戸・門司を経て香港に至り、復航は、香港より基隆・上海・門司・神戸・清水に寄港して横濱に至る。

濠洲線 往復とも、神戸・長崎・香港・馬尼刺・木曜島・タウンス・キル・アリスベン・シドニーに寄港す。

孟買線 往復とも、神戸・門司・香港・新嘉坡・古倫母・孟買に寄港す。

東洋汽船會社に屬するもの。

米國航路 東廻りは横濱・桑港間を航行し、往復ともホノルルに寄航す。西廻は、横濱・香港間を航行し、神戸・長崎・上海・馬

尼刺に寄航す。

南米航路 神戸および横濱より發し、ホノルル・マンサニヨ・
サリクルス・カイヤオ・イキケ・ヴァルバライツに至る。

大阪商船會社に屬するものには、香港淡水線・香港福州線・
打拘廣東線・打拘上海線等あり。

以上の外、外國汽船會社の船舶も、本邦と米國・歐洲・支那間を往復して、旅客および貨物の運送に從事するもの少からず。

第三十五課 交通一般(其三)

郵便

郵便および電信は、内地至る所普及して、通信の便を

與ふるは、諸子の知る所なり。殊に明治十年萬國聯合郵便同盟に加入し、明治三十八年には韓國の郵便を受け、かつ支那の要地に我郵便局を設けてよりは、支那朝鮮も内地と同じく、その他の諸外國との間も、著しく通信の便開くるに至れり。

外國郵便

書狀 大きさに制限なく、目方五匁三分まで料金拾錢。

葉書 通常葉書は四錢にして、往復葉書は八錢なり。

印刷物 十三匁まで料金貳錢。

商業見本 二十六匁七分まで料金四錢にして、十三匁三分ごとに貳錢を増す。

業務用書 六十三匁六分まで料金拾錢にして、十三匁三分ごとに貳錢を増す。

書留料 一個につき拾錢にして、普通料金と共に納む。

小包郵便 目方一貫三百二十匁までを限りとし、料金は宛先および經由線によりて異なれり。また、目方二百六十六匁以下のものは、みな二百六十六匁の料金をとらる。
郵便爲替 最低金額は、宛先の國によりて異なれども、何れも最低一口の料金拾錢なり。例へば、佛國宛は二十五法郎では拾錢にして、その未滿を加ふるごとに拾錢を増す。獨逸宛は、二十麻克^{アーヴィング}までは拾錢にして、その未滿を加ふるごとに拾錢を増す。英國宛は、一磅^英まで拾錢にして、その未滿を加ふるごとに拾錢を増すが如し。

外國電報 我國より海外に通する電線五あり。

一、長崎より上海に至り、それより印度を経て、歐洲または濃洲に通ずるもの、印度線または南線といふ。

二、長崎より浦潮斯德に至り、それよりサイベリヤを経て歐洲に通するものを、浦潮斯德線またはキヤクタ線といふ。
三、長崎より釜山に至り、更に支那に通するもの。

四、臺灣より支那の福州に通するもの。

五、東京より小笠原島を経て布哇に至り、更に北アメリカに達する小笠原島線またはマニラ線。

外國電報料は、經由線および宛先によりて異なり、概して内地料金の數倍乃至數十倍高く、かつ名宛の語數に對しても料金を徵收せらる。

電話

電話 電話は、明治二十三年、東京および横濱にて架設せられし以來、年々擴張せられ、今日は各地の主なる都市殆どと架設せられざるはなく、殊に各都市間の、長距離電話も通ずることを得て、其便利千里比隣の思あらしむ。

外國貿易

世界の國々は、みなそれぐ地味・氣候・人情・風俗およびその長短を異にするが故に、その生産物の種類および需要の度もまた同じじからず。されば、各國その長所に従ひて產物を出し、互にこれを交易せば、何れも割合に少き勞力を以て大なる利益を得ることとなり、大

第三十六課 外國貿易

に幸福を増すなり。外國貿易は、すなはち内國の產物を外國に輸出し、外國より必要なる物品を輸入することにして、輸入品より輸出品多額なる國は、概して富強となる。

我國の外國貿易は、近年著しく發達し、その主なる貿易國は、歐米各國・支那・香港・印度・濠洲・南洋諸島・魯領亞細亞等にして、輸出入額年々十億圓に達せんとす。而して歐洲諸國よりは、綿糸・石油・機械類・毛織物・藥品等を輸入し、生糸・絹織物・銅・米・砂糖・豆糟等を輸出す。香港・印度・清國よりは、棉花・砂糖・米・豆糟等を輸入して、綿糸・綿布・海產物・石炭・燐寸・陶磁器・雜貨等を輸出す。米國よりは、石油

諸機械・麥粉等を輸入して、生糸・絹織物・花筵・茶陶磁器・漆器等を輸出す。南洋よりは、羊毛・米・砂糖・麻等を輸入して、雑貨類を輸出す。これらの貿易は、みな我四十餘ヶ所の開港場にて行はるものにして、就中、横濱・神戸・大阪・長崎・門司・函館・小樽・四日市・新潟・基隆等を最も盛なりとす。

小商業教科書卷二 終

大大大
正元年九月壹日印刷
正元年九月五日發行
大正貳年壹月參日訂正再版印刷
大正貳年壹月七日訂正再版發行

價 定	
卷	一金貳拾五錢
卷	二金貳拾五錢
記帳法及 取引例題 金拾五錢	

著者 古館市太郎
不許
發行者 吉葉久吉
發行者 大岡平助
印刷者 青柳十郎
印刷者

小商業教科書

複製

發兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館

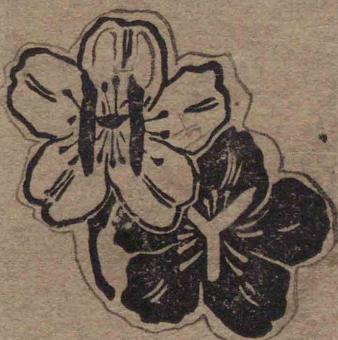
第一舍英秀會社
株式會社

所刷印

東京市牛込區市谷加賀町
四丁目拾七番地



Saitama Prefectural Library
Saitama Prefecture



高一

佐

伯

秋生

佐
伯

高六
佐

伯
秋

生
用

広島大学図書

2000301940



an year